

専門社会調査士（正規）資格認定における論文審査不合格理由の例示について

2020年1月8日

資格認定委員会

委員長 飯田浩之

専門社会調査士（正規）資格の認定において行っています研究論文の審査で不合格となった事例の不合格理由を例示いたします。ここに例示する理由は、過去の審査において不合格になったケースを事例が特定されないように改変したものです。申請においてご参照くださり、より適切な研究論文をご提出ください。

記

- ・社会調査の結果が利用されているものの、調査の対象や方法、場所・日時等、調査に関わる手続きが明示されていない。
- ・社会調査によって得られたデータを使って論じている部分が極めて少ない。
- ・既存の書籍に掲載されている既存の分析結果の引用・紹介に終わっていたり、参考文献のまとめ直しに終わったりして、社会調査を用いた独自の研究論文と見なしがたい。
- ・WEB から拾った記事の単なる引用や WEB 上の情報の紹介に終わっていて、社会調査を用いた独自の研究論文と見なしがたい。
- ・調査実習の報告あるいはその一部にとどまっていたり、授業評価のためのアンケート報告であったり、現地報告の記事であったりして、独自の研究論文と見なしがたい。
- ・共著論文が提出されたケースにおいて本人による執筆部分が少なく、独自の研究論文が提出されたとは認められない。
- ・公表された論文とは思われない私的な体裁の論文が提出されたり、提出書類に不備があったり、審査の前提条件を満たしていない。

以上